

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上を目的として本市が実施するゼロエミッション車の購入補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。なお、補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものであって、道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたもののうち、被けん引自動車を除くものをいう。ただし、大型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (2) 「ゼロエミッション車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。
- (3) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (4) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車であって、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (5) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、

当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。

- (6) 「リース契約」とは、ゼロエミッション車の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料等を支払う契約をいう。
- (7) 「リース使用者」とは、リース契約に基づき、ゼロエミッション車を賃借する者をいう。
- (8) 「外部給電機能」とは、外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（1,500W AC100V）から電力を取り出せる機能をいう。
- (9) 「災害時電源協力車制度」とは、名古屋市内で大規模な地震災害、風水害その他の災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、避難所、救護所及び医療機関における緊急電源となる車両の確保等のため、ゼロエミッション車を使用する者をあらかじめ登録し、名古屋市の依頼に基づき給電活動に協力する制度をいう。
- (10) 「補助対象経費」とは、ゼロエミッション車本体（付属品及び諸費用を除く）の購入に係る費用（消費税相当額を含む。）をいう。
- (11) 「外部給電器」とは、ゼロエミッション車から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC 版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの、又は CHAdeMO 規格対応車両から電力（AC100V 1,500W 以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から 2 車種以上の認定を受けているものをいう。
- (12) 「V2H 充放電設備」とは、ゼロエミッション車から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC 版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。

（補助金の交付対象者）

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、外部給電機能を有する

ゼロエミッション車の新車を購入した者又は4年以上のリース契約を締結しているリース使用者（以下「補助事業者」という。）であって、第6条第1項第1号の規定により提出する住民票の写し又は住民票記載事項証明書において現住所が名古屋市内であり、災害時電源協力車制度に登録できる個人で、名古屋市税を滞納していない者とする。

- 2 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者になることができない。

（補助対象自動車）

第4条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の各号に定める全ての要件に適合したものとする。

- (1) 自動車検査証上の所有者及び使用者が補助事業者であること（所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合は、自動車検査証上の使用者が補助事業者であること）。
- (2) 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が初度登録時から名古屋市内であること。
- (3) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (4) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であって、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。
- (5) 補助対象自動車の代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。なお、全額支払いの手続きが完了とは、割賦、ローン、クレジット等の支払い方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。
- (6) 経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に係る補助金において外部給電機能を有する交付対象であること。

（補助金の額）

第5条 補助金は、補助事業者に対し、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、次に定めるとおりとする。なお、補助対象経費の全額を補助することとなる場合は、補助金を交付することはできない。

- (1) 電気自動車 10 万円
- (2) プラグインハイブリッド自動車 5 万円
- (3) 燃料電池自動車 20 万円

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を添付し、別に定める期間内に補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。）
- (2) 申請者の名古屋市税の滞納がないことの証明書（交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。）
- (3) 補助対象自動車の自動車検査証記録事項の写し
- (4) 契約書又は注文書等当該補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し（契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）
- (5) 当該補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し（当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類の写し
- (6) 災害時電源協力車制度に係る登録申込書（当該補助対象自動車について登録済みの場合を除く。）
- (7) 所有権留保付ローンによる購入により自動車検査証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し、自動車検査証上の使用者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し又は自動車検査証上の使用者が契約者となっているローン契約書の写し
- (8) リース契約の場合は、自動車検査証上の使用者が契約者となっている自

動車賃貸借契約書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

- 2 本要綱における補助を実施する一の年度において、補助金を受けることができる回数は申請者1人につき1台とする。
- 3 同一の補助対象自動車について、2回以上この補助金を受けることはできない。
- 4 交付申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(交付の決定及び不交付の決定)

第7条 市長は、先着順に交付申請書を受け付けるものとするが、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算に達した日(以下「終了日」という。)をもって受付を終了する(第9条第2項に該当する場合はこの限りでない。)。なお、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、次条に定める抽選により交付対象とする申請者を決定する。

- 2 市長は、受け付けた交付申請書について、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付について決定し、補助金の額を確定する。
- 3 市長は、補助金を交付する決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、補助金交付決定兼額確定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知する。
- 4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(抽選)

第8条 市長は、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合、当該交付申請書について、くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを補助金の交付対象者(以下「当選者」という。)とする。

2 当選者が提出した交付申請書の取り扱いは、前条の規定を準用する。

(補欠)

第9条 市長は、前条により当選者とならなかった申請者を補欠として決定する。

2 市長は、補欠の数が一定数に達しない場合、終了日の翌日以降も一定数に達する日まで補欠として交付申請書を受け付ける。

3 市長は、申請の取下げ、交付決定及び補助金交付額の確定の取消し等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、当選者にすることができる。

4 補欠の取り扱いは、要領に定める。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条第3項の規定による交付決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、速やかに申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、第7条第3項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出することで申請の取下げをすることができる。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、第7条第3項の通知を受けた日から速やかにかつ別に定める日までに、補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の定めるところにより、補助金を支払うものとする。

(取得財産等の管理)

第 12 条 補助事業者は、補助対象自動車について、新規登録された日を起算日として 4 年 (1,460 日) を経過する日まで (以下「処分制限期間」という。)、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象自動車を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分 (以下「財産処分」という。) をしてはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により第 1 項に定められた期間内に当該補助対象自動車を財産処分した場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

4 補助事業者等は、処分制限期間内に補助対象自動車の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第 2 項から第 4 項に係る手続きについては、要領に定める。

(手続きの代行)

第 13 条 申請者は、手続代行届出書 (第 6 号様式) を市長に提出することにより、第 6 条に定める交付申請、第 10 条に定める申請の取下げに係る手続の代行を第三者 (以下「手続代行者」という。) に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 条) に従って取り扱うものとする。

(交付決定及び補助金交付額の確定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が本要綱に違反した場合及び特別の必要が生じた場合は、交付決定及び補助金交付額の確定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合、補助金交付決定取消通知書 (第 7 号様式) により補助事業者に通知する。

(補助金の返還及び加算金・延滞金)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、財産処分を承認しようとするとき及び財産処分が実施されたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

3 第 1 項又は第 2 項の規定による補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等交付規則第 20 条の規定を準用する。

(個人情報に関する事項)

第 16 条 市長が事務の執行にあたり補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。

(1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）

(2) 本市が実施する災害時電源協力車制度

2 補助事業者等から提出された申請書類及び添付書類は原則として返却しない（マイナンバーの記載された住民票の写しを除く。）。

(現地調査等)

第 17 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(協力)

第 18 条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) ゼロエミッション車、エコドライブ等に関するアンケート

(2) その他市長が協力を依頼する事項

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

(記入日) 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補助金交付申請書兼実績報告書

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、1から4の重要確認事項に同意の上、下記のとおり申請します。

重要確認事項

- 1 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
- 2 ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容を確認し、そこに記載のある対象要件等を満たしていることを誓約します。
- 3 ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容に違反している場合、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。
- 4 当該補助対象自動車について、名古屋市が実施する災害時電源協力車制度へ登録を申し込みます。(※当該補助対象自動車について申込済みの場合は不要)

記

1 申請者

申請区分 購入 リース契約

住所*	〒
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号(必須)	(注) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
メールアドレス(必須)	

※ 交付申請書提出時の住民票住所を記載してください。

2 問合せ先 (この申請書について、詳細が分かる方を記入してください。)

(いずれかにチェック) 申請者本人 その他(手続代行届出書をご提出ください)

「その他」を選択した場合は手続代行届出書に記載されている手続代行者連絡先に連絡します。

3 補助金交付申請額

	円
--	---

4 申請内容

(1) 自動車の種類	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
(2) 自動車登録番号又は車両番号	
(3) 登録年月日／交付年月日	年 月 日
(4) 車名等	車名（メーカー名）
	型式
	通称名、グレード

5 添付書類

- ① 申請者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（コピーも可、收受日から3か月以内に取得したもの）
- ② 申請者の名古屋市税の滞納がないことの証明書（收受日から3か月以内に取得したもの）
- ③ 補助対象自動車の自動車検査証記録事項の写し
- ④ 契約書、注文書等当該補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し（契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）
- ⑤ 当該補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し（当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類の写し
- ⑥ 災害時電源協力車制度に係る登録申込書（名古屋市環境局を經由して名古屋市防災危機管理局へ提出され登録の手続きを行います。）
- ⑦ ローン等による購入で、自動車検査証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し、使用者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し又は使用者が契約者となっているローン契約書の写し

【申請区分がリース契約の場合は以下の書類もご用意ください】

- ⑧ 自動車検査証上の使用者が契約者となっている自動車賃貸借契約書の写し

6 確認事項（確認して☑（チェック）マークをクリック又は記入してください）

- 申請者は重要確認事項を確認し、同意しました。
- 当該申請に係る自動車は、事業の用には用いません。
- 補助対象自動車の所有者又は使用者に対し、あらかじめ申請に伴う個人情報の提供について同意を得ています。（補助金申請を代行する場合）
- 補助対象自動車について、新規登録された日を起算日として4年（1,460日）を経過する日まで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないことを理解しています。

7 備考*（申請にあたり特に連絡する事項があれば記入してください。）

--

* 災害時電源協力車制度の申請が済んでいる方は、その旨を記入してください。

様

名古屋市長

印

補助金交付決定兼額確定通知書

先に申請のありましたゼロエミッション車の購入補助金につきましては、下記のとおり交付決定及び補助金交付額の確定をいたしましたので、ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定日	
3 補助事業の内容	
4 交付決定金額	
5 注意事項	<p>(1) ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱及びゼロエミッション車の購入補助金事務取扱要領を遵守してください。</p> <p>(2) ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱及びゼロエミッション車の購入補助金事務取扱要領に違反した場合、交付決定を取り消すことがあります。</p> <p>(3) 補助対象自動車について、新規登録された日を起算日として4年(1,460日)を経過する日まで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を行ってください。</p> <p>(4) この補助金交付決定兼額確定通知書は大切に保管してください。</p>

(第3号様式)

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補助金不交付決定通知書

先に申請のありましたゼロエミッション車の購入補助金につきましては、下記の理由により不交付となりましたので、ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

(1) 交付要件に適合しなかったため。

(2) その他

(

)

(第 4 号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請取下届出書

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

申請者

住所	〒
フリガナ	
氏名	
電話番号	(注) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
メールアドレス	
取下げの理由	

※要綱第 13 条に規定する手続代行者からこの様式が提出された場合は、上記申請者に確認のご連絡をします。

(宛先) 名古屋市長

補助金交付請求書

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業者 (申請者)

住所	〒		
フリガナ			
氏名			
電話番号			(注) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
交付決定番号			

2 補助金請求額

金額	十万	万	千	百	十	一	(注) 金額を書損じた場合は新しい用紙に書き直してください。修正は認められません。
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	0	0	円

3 補助金振込先口座

金融機関名		支店名	
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	(いずれかにチェック)
フリガナ			
口座名義人*			
口座番号			

※補助事業者と同一名義としてください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人 (カナ) が分かる通帳表紙の裏側やキャッシュカードの写しを併せてご提出ください。

(宛先) 名古屋市長

手続代行届出書

申請者

住所	〒
フリガナ	
氏名	

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の者を手続代行者として届け出ます。

手続代行者

住所	〒
フリガナ	
氏名	(注)個人の場合は記入してください。
法人名	(注)法人の場合は記入してください。
フリガナ	
担当者 氏名	(注)法人の場合は記入してください。
電話番号	
メール アドレス	

様

名古屋市長

印

補助金交付決定取消通知書

先に交付決定をしたゼロエミッション車の購入補助金につきましては、下記の理由により、ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき交付を取り消すことに決定しましたので通知します。

記

1 取消となる交付決定番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	